



発行 東京都

目次

86

規則

○東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則………(福祉保健局生活福祉部計画課………)

告示

○建築基準法による道路の指定……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課………)

公告

○開発行為に関する工事完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課………)

規則

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十六号

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉のまちづくり条例施行規則(平成八年東京都規則第百六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三 七の項中「第一第七号」を「第一第九号」に改め、同表十一の項中「観覧しやすい」を「サイトライン(可視線)に配慮した」に改める。

別表第四 七の項中「第一第七号」を「第一第九号」に改める。

別表第五 七の項中「第一第七号」を「第一第九号」に改め、同表十一の項中「観覧しやすい位置に一以上」を「サイトライン(可視線)に配慮した位置に」に改める。

別表第六 七の項中「第一第七号」を「第一第九号」に改める。

別表第九 七の項中「車いす使用者用観覧スペース」を「車いす使用者用観覧スペース」に、「(3) 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設けること。」を「(3) 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設けること。」に改める。

(4) 出入口から容易に到達でき、かつサイトライン(可視線)に配慮した位置に設けること。」に改める。

別記第五号様式1(表)中「観覧しやすい位置に1以上」を「サインプランク(可視線)に配慮した位置に」に、同様式1(裏)中「第1第7号」を「第1第9号」に、同様式2(表)中「観覧しやすい」を「サインプランク(可視線)に配慮した」に改める。

別記第六号様式1(裏)中「第1第7号」を「第1第9号」に改める。

別記第八号様式1(裏)中

を

規模・構造・設備等	ア 幅 [90cm以上]	cm
	イ 奥行き [20cm以上]	cm
	ウ 段差の有無	有 無
	エ 転落防止のための設備	有 無

規模・構造・設備等	ア 幅	[90 cm 以上]	cm
	イ 奥行き	[120 cm 以上]	cm
	ウ 段差の有無		無
	エ 転落防止のための設備		有
	オ 出入口から容易に到達でき、かつサイントライ		無
	ン (可視線) に配慮した位置		有

に改

める。

附則

- この規則は、平成三十年四月一日 (以下「施行日」という。) から施行する。
- 施行日から起算して三十日を経過する日以前に新設又は改修の工事に着手した、東京都福祉のまちづくり条例 (平成七年東京都条例第三十三号。以下「条例」という。) 第二条第三号に規定する都市施設に該当するものに係る条例第十五条第一項に規定する整備基準適合証 (以下、「適合証」という。) の交付については、当該施設の完成の日から起算して六十日以内に交付の申請があった場合には、この規則による改正後の東京都福祉のまちづくり条例施行規則 (以下「新規則」という。) の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、新規則の規定による適合証の交付を妨げない。
- 条例第二十二條第二項に規定する勧告において勘案する整備基準は、施行日前にこの規則による改正前の東京都福祉のまちづくり条例施行規則 (以下「旧規則」という。) 第九条の届出があった条例第十七条第一項に規定する特定都市施設については、旧規則に定める整備基準とする。
- この規則の施行の際に、旧規則別記第五号様式、第六号様式及び第八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第千三百八十四号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二條第一項

第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十月一日

東京都多摩建築指導事務所長 金子 博

指定に係る道路の種類

指定に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二條 平成三十年 多摩市一ノ宮 延長
 第一項第四号 九月十日 二丁目一番一 四五三・八〇
 の規定による 地先、関戸一 幅員
 道路 丁目六番一地 四・八〇
 先及び関戸二 九・〇〇
 丁目四十六番 一地先

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十月一日

東京都多摩建築指導事務所長 金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

府中市本町二丁目一番四及び同番二十七 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘

多摩市連光寺六丁目十五番四の一部分、同番六、同番七、同番八の一部分、同番十六、同番十七及び同番二十の一部分 八王子市横川町五百四十五番地六 株式会社寿不動産 代表取締役 常盤 良平

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001